平成２３年（フ）第１３３９号
千葉市緑区誉田町２丁目2307番地193
破産者　荒井　　保
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７号
千葉県浦安市北栄３丁目１番21号コーポマツ101
破産者　矢坂　　聡
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１９号
千葉県市原市五井1747番地33
破産者　小嶋　一朗
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５６号
福井市長橋町第８号24番地の１
破産者　浜田水産加工有限会社
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
名古屋市守山区小六町７番13号
破産者　有限会社サカエ工業
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２１号
名古屋市東区東大曽根町49番５号
破産者　林　　伸次
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２号
大阪府岸和田市新港町８番４号
破産者　株式会社ケーアイ運輸
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２０号
大阪府貝塚市橋本302番地
破産者　有限会社岸本建材店
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２６号
大阪府岸和田市五軒屋町２番３号、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市北町１番21号
破産者　株式会社ロンドンロビー
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
奈良県大和郡山市今国府町88番地の２、商業登記簿上の住所大阪市西成区津守３丁目７番24号
破産者　株式会社ティー・エス・ワイ
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２４４号
松江市殿町395番地
破産者　株式会社縁カービング
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４７１号
東京都足立区興野２丁目22番23号
破産者　株式会社ビーキャスト
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４７２号
東京都府中市本町３丁目26番地の７
破産者　古田　誠司
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５８４号
東京都東村山市青葉町１丁目21番地２メゾンド山喜210
破産者　遠藤美奈こと　金　　恩卿
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７１２号
東京都八王子市大船町156番地71
破産者　飯塚　　潤
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９５号
埼玉県新座市野火止１丁目16番６―301号
破産者　有限会社キャムズ
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９６号
東京都清瀬市梅園２丁目６番２―204号
破産者　櫻井　茂夫
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３２９号
神奈川県大和市林間２丁目22番19号
破産者　有限会社幸包
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０８号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷684番地の１
破産者　有限会社大石配管工業
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目63番15号
破産者　Ｔ．Ｅ．Ｘ株式会社
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
三重県志摩市阿児町神明字長沢1639番地
破産者　阿児縫製株式会社
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６６５号
岡山県倉敷市児島下の町９丁目12番キ10号
プチパール四番浜202号室
破産者　松田みどり（旧姓茶谷）
1　決定年月日　平成24年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部